

反対討論（7月6日）岡田ゆき子議員

情報流出の懸念が払拭できない条例改正

安全性を危惧し実施延期を申し入れるといった市長には自己矛盾

7月6日の6月定例会最終日に議案の採決が行われ、日本共産党は市長提出14議案中、個人情報保護条例改正案など3議案に反対、11議案に賛成しました。

採決にあたって、岡田ゆき子議員が「名古屋市個人情報保護条例の一部改正」「名古屋市手数料条例の一部改正」について反対の立場から討論しました。

情報の流出などの懸念は払拭されない

反対の第1の理由は、この改正を行っても、個人情報の流出、なりすまし犯罪などの懸念が払拭されないからです。

二つの議案は、マイナンバー法の施行に伴い一部改正するものですが、そもそもマイナンバー法そのものが、日本年金機構の個人情報大量流出問題にみられるように、ひとたび情報漏えいすれば、なりすまし被害等で致命的な被害をうける恐れがあり、その危険性は全く払拭されていません。マイナンバー法改正案については、この個人情報大量流出という問題によって、6月9日以降国会審議自体が停止しているわけですから、拙速な条例改正はすべきではありません。

市や国が勝手に利用できるように改悪

反対の第2の理由は、個人情報を保護する条例であるはずなのに、それに逆行するような例外規定を盛り込んだからです。

個人情報保護条例第1条の目的は「市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与する」ことです。しかし、条例第8条の3項において、本

市の機関や国などが行う「事務または事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき」は、集めた個人情報の利用目的を、本人に明示しなくてよいとしています。

本市や国などが、事業の遂行に支障を及ぼすと勝手に判断し、集めた個人情報を当事者である市民に利用目的も知らせずに、利用できる仕組みを、条例を改正してわざわざ盛り込む、本市や国などの都合で何に使われるのかわからない仕組みをつくるものだと言わざるをえません。

市民経済局は今回の例外規定の追加について「元となる国の『行政機関個人情報保護法』の条項にあるものを市の条例に加えた」だけで、それ以上の説明はありませんでした。これでは個人情報の適正な取り扱いをすることと矛盾し、個人情報保護条例の目的に逆行するものです。

危惧を懸念し国に申し入れるなら撤回を

市長は、マイナンバー法に対する懸念を示され、その実施の延期を国に申し入れると言われたにもかかわらず、その法律を基とする二つの議案を提案するのは、自己矛盾をきたしているといわなければなりません。当然、両議案とも延期すべきです。

「減税日本」も改正案に賛成

反対討論ののち、採決の結果、賛成多数でいずれも可決されました。河村市長が党首を務める減税日本も自・民・公に同調し、条例改正に賛成しました。



個人情報保護条例の一部改正（一部）

第8条に次の1項を加える。

3 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) (2) 略

(3) 利用目的を本人に明示することにより、本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(4) 略

マイナンバーに対する藤井議員の質問に対する市長答弁 (2015年6月24日本会議)

「マイナンバー制度は、時代に逆行した制度。生涯不変のパスワードを持つなんてあほらしい。住基ネットに国会で大反対しておりました。地方自治法2条からして大変な問題だ。・・・非常に危険であって、私は近いところ、国に延期をすべきだということを申し入れたい。」